

## 東京電力の賠償金の取り扱い(所得税)

今回の原発事故により、八戸でもマダラの出荷の自粛が行われております。  
これを受け、東京電力では県漁連に対し休業補償を行う意向を伝えたとのことです。

そこで、東京電力から賠償金が支払われた場合に漁家の皆さんの税金(所得税)の計算はどうかまとめてみました。  
参考までにご覧ください。

今回の場合、賠償金は2種類に分けられると思われます。

- ①マダラの放射線検査にかかる費用を補てんする賠償金    ②休漁・出荷自粛による減収分に対する賠償金

- ①は一旦事業収入にあげ、検査費用を経費に計上することになります。  
プラスマイナス0円になるので、税金(所得税)の額に影響はありません。

賠償金  
(収入)

マイナス

検査費用  
(経費)

= 0円

- ②も賠償金を事業収入に入れ、必要経費を控除した額から税金(所得税)の計算をすることになります。  
※東京電力との合意が成立した年の事業収入になります。

賠償金  
(収入)

マイナス

必要経費

= 課税所得

※上記は賠償金の取り扱いの一例です。実際の申告の際は税務署又はお近くの税理士にお問い合わせください